

建設工事現場のリスクアセスメント実施要領（例）

（目的）

第1条 この実施要領は、建設工事現場の危険・有害性を把握しそのリスクを見積もり合理的な基準のもとに優先順位を定めて的確なリスク低減対策を実施して、災害と健康障害が生じない快適な職場環境を形成し、もって事業活動の円滑な運営を行っていくことを目的とする。

（責務）

第2条 建設工事の元請負人及び現場に入場するすべての下請負人は危険予知活動（KYK）の実施と併せて、リスクアセスメント(RA)の実施に努めるものとし、現場に入場する作業員は災害や健康障害の発生のおそれのある状況を把握して指摘するとともに、元請負人が定める災害防止対策を遵守しなければならない。

（実施体制及び実施者）

第3条 現場代理人は、リスクアセスメント実施管理者（以下、「実施管理者」という。）の職を兼ね、次の責任と権限を有する。

- 1 リスクアセスメントの実施の進行管理
 - 2 リスクアセスメントの実施における従業員及び下請従業員の参画
 - 3 リスク低減措置の優先順位の決定
 - 4 リスクアセスメントの実施に係る対策指示
 - 5 下請負人ごとに「KY・リスクアセスメント実施活動」（別表5）に、各作業のリスクの見積もり、リスク低減措置、対応措置等を記入し管理する。
- 2 リスクアセスメントの実施は、次の者をもって行なう。
- 1 実施管理者
 - 2 職長
 - 3 前項の職長については、あらかじめ下請負人から選任し、元方請負人に報告のあった者とするが、その者が休んだ場合は選任された職長代理がその職にあたる。

（実施時期）

第4条 リスクアセスメントの実施は、次のときに行なう。

- 1 朝の作業開始前のミーティングの危険予知活動実施のとき
- 2 上記の1において予定された作業方法・作業手順を変更するとき
- 3 労働災害が発生したとき
- 4 その他必要なとき

（リスクアセスメントの実施手順）

第5条 実施管理者は、前条各号について職場より連絡があったとき及び情報を得たとき、次の手順

（1 2 3 4 5）によりリスクアセスメントの実施を進める。

- 1 情報の提供
 - ・実施管理者は、リスクアセスメントを適正に行なうために予定された作業、作業方法、作業手順等を下請負人に提供する。
- 2 危険性有害性の特定
 - ・資料等により危険性、有害性を特定する。特定に当たっては、定常作業ばかりでなく非定常作業についても考慮する。

3 労働災害の発生の予測

- ・特定された危険性、有害性によって発生のおそれのある労働災害を予測する。

4 リスクの見積もり（リスクの評価）

- ・予測される労働災害が発生した場合の被災の程度（重篤度）を別表1の「負傷又は疾病の重篤度の区分表」により3，2，1で特定する。

なお、予想される墜落災害、重機災害、土砂崩壊災害の三大災害については、重篤度の高い災害とすること。

- ・労働災害の発生の可能性（頻度）を別表2の「負傷又は疾病の可能性区分表」により3，2，1で特定する。

- ・上記の重篤度と頻度とを乗じて、別表3の「リスクの見積表」によりリスクの大きさを9から1まで見積もる。

- ・リスクの大きさから、別表4の「優先度の決定表」により優先度を決定する。

リスクの大きさ 9、6 （直ちに対策を取り組む）

リスクの大きさ 4、3 （速やかに対策を取り組む）

リスクの大きさ 2、1 （必要に応じて対策を取り組む）

5 リスク低減措置の検討と実行

- ・法令に定められた事項を必ず実施する。

- ・リスクの評価結果を踏まえ、優先度の高いものから順次、次の優先順位でリスク低減措置の内容を検討し実行する。

第1位 危険作業の除去や見直しなどにより仕事の計画段階から行う除去又は低減の措置（作業方法の検討）

第2位 足場等の手すり等の設置、機械の安全装置の設置などの物的対策

第3位 作業主任者、就業制限業務資格者の配置などの管理的対策

第4位 安全帯、保護マスク、保護眼鏡、保護手袋などの個人用保護具の使用

2 前項の1号の「情報の提供」の具体的方法に記載の「必要な情報」は、次のものとする。

1 「工事施工計画書」、「工事工程表」、「作業標準書」（「作業手順書」）

2 工事に係る機械、設備、材料等の危険性又は有害性の情報

3 災害事例、災害統計

4 その他必要な資料

3 リスク低減措置の検討及び実施は、第4条1号から2号までに掲げる作業を開始する前に実施しなければならない。

（本社への報告）

第6条 実施管理者は、リスクアセスメントを実施し、現場でリスク低減対策が対応できない場合は、リスク低減対策を実施するために本社（店社）に報告し応援をもとめなければならない。

第7条 リスクアセスメント等の実施結果については、別表5の「KY・リスクアセスメント実施活動」に記録し保存する。

別表1 負傷又は疾病の重篤度の区分表（被災の程度）

被災の程度		目 安
致命的・重大	3	<ul style="list-style-type: none"> ・死亡や身体の一部に永久的損傷を伴うもの ・休業災害1ヶ月以上のもの ・一度に3人以上の被災者を伴うもの
中程度	2	<ul style="list-style-type: none"> ・休業災害1ヶ月未満のもの ・一度に2人以上の被災者を伴うもの
軽度	1	<ul style="list-style-type: none"> ・不休災害や「かすり傷」程度のもの

別表2 負傷又は疾病の可能性区分表（発生の可能性）

発生の可能性（頻度）		目 安
可能性が高い 比較的高い	3	<ul style="list-style-type: none"> ・毎日頻繁に危険性又は有害性に接近するもの ・かなりの注意力でも災害につながり回避が困難なもの
可能性がある	2	<ul style="list-style-type: none"> ・故障、修理、調整等の非定常的な作業で危険性又は有害性に接近するもの ・うっかりしていると災害になるもの
可能性がほとんどない	1	<ul style="list-style-type: none"> ・危険性又は有害性に接近することが滅多にないもの ・通常の状態では災害にならないもの

別表3 リスクの見積表

被災の程度			負傷又は疾病の重篤度の区分		
			致命的・重大	中程度	軽度
発生の可能性（頻度）			3	2	1
負傷 又は 疾病 の 可 能 性 の 区 分	可能性が高い 比較的高い	3	9	6	3
	可能性がある	2	6	4	2
	可能性がほとんどない	1	3	2	1

別表4 優先度の決定表

リスク	優先度	
(9,6)	直ちに解決すべき又は 重大なリスクがある ()	措置を講じるまで作業を停止する必要がある。 十分な経営資源（費用と労力）を投入する必要がある。
(4,3)	速やかにリスク低減措置を講じる必要性のあるリスクがある()	措置を講じるまで作業を行わないことが望ましい。優先的に経営資源（費用と労力）を投入する必要がある。
(2,1)	必要に応じてリスク低減措置を実施すべきリスクがある()	必要に応じてリスク低減措置を実施する。 (特段の事情がなければリスクに対する対策をとらない。)